

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第44回）

日時：令和3（2021）年6月17日（木）

19：00～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第44回）出席者

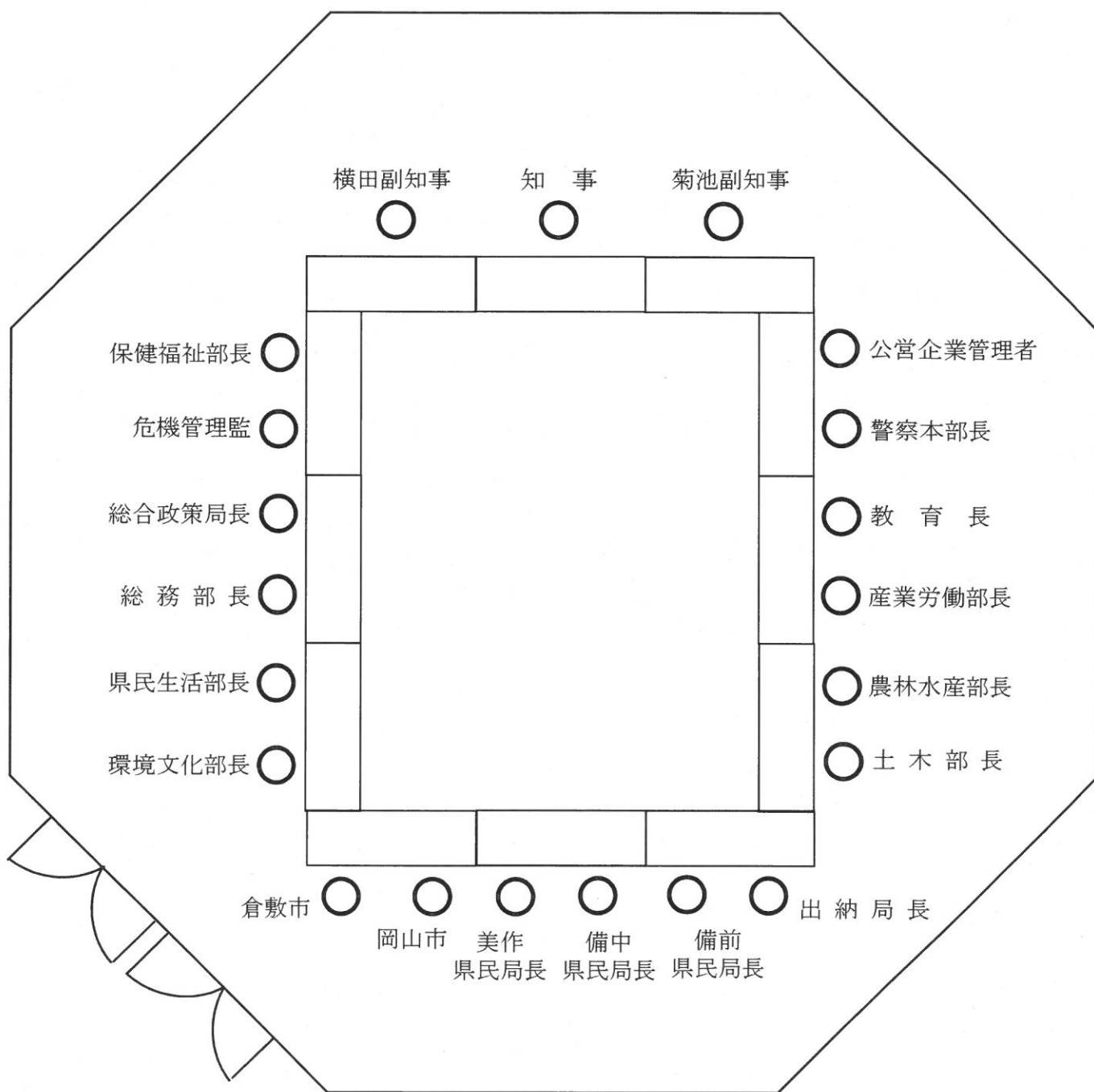
日時：令和3（2021）年6月17日（木）

19：00～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 県内の感染状況
- ・ 県独自の措置
- ・ ワクチンの有効性等

○ 産業労働部関係

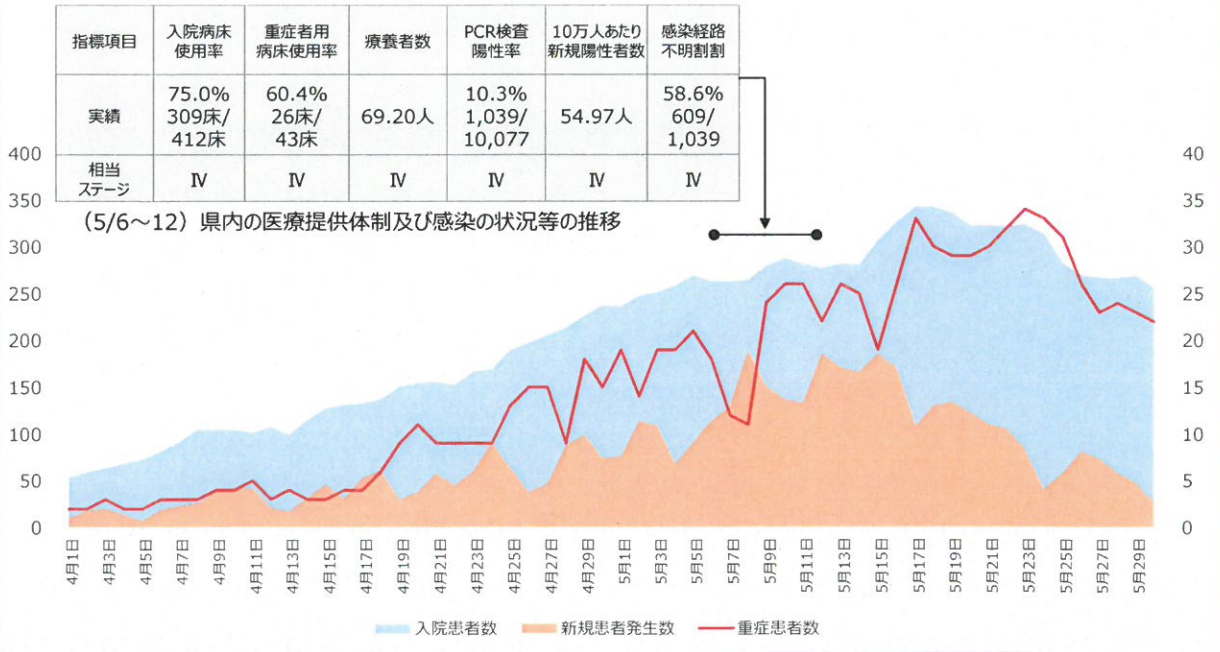
- ・ 時短要請協力金

○ 総務部関係

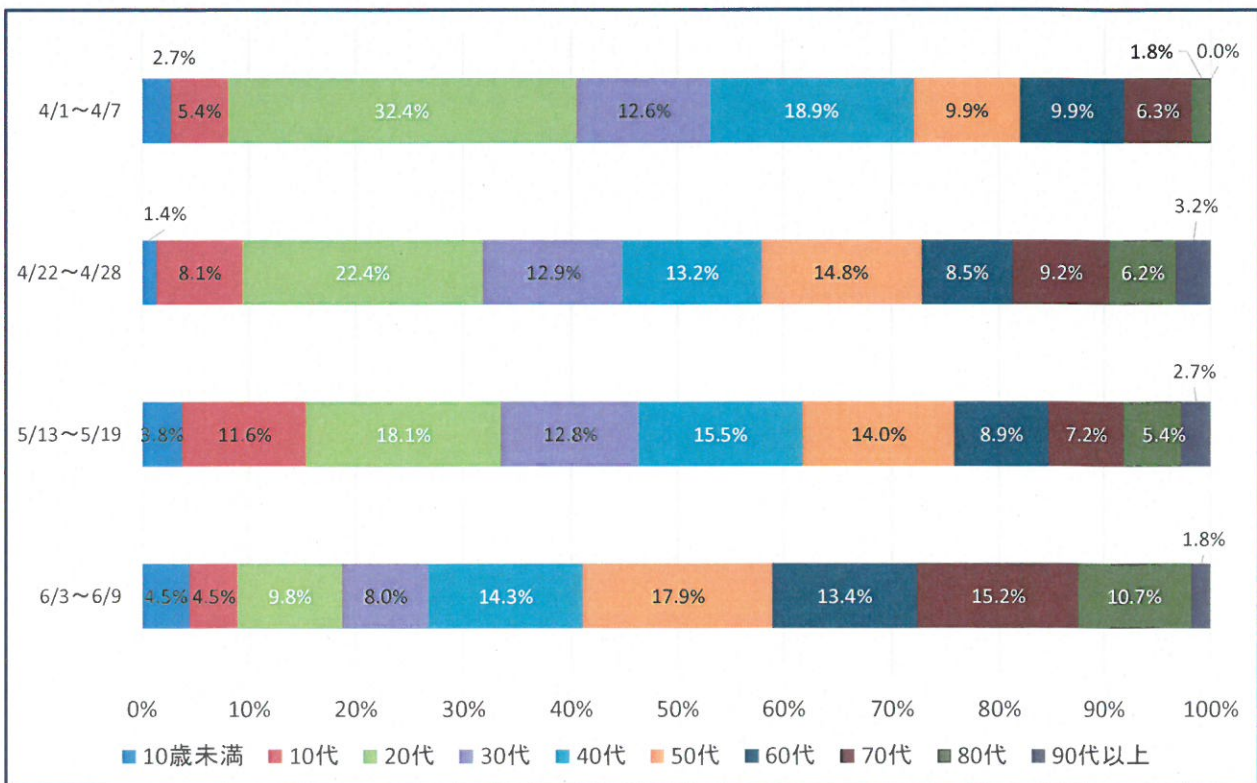
- ・ 県有施設の再開等

2021年4～5月の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等

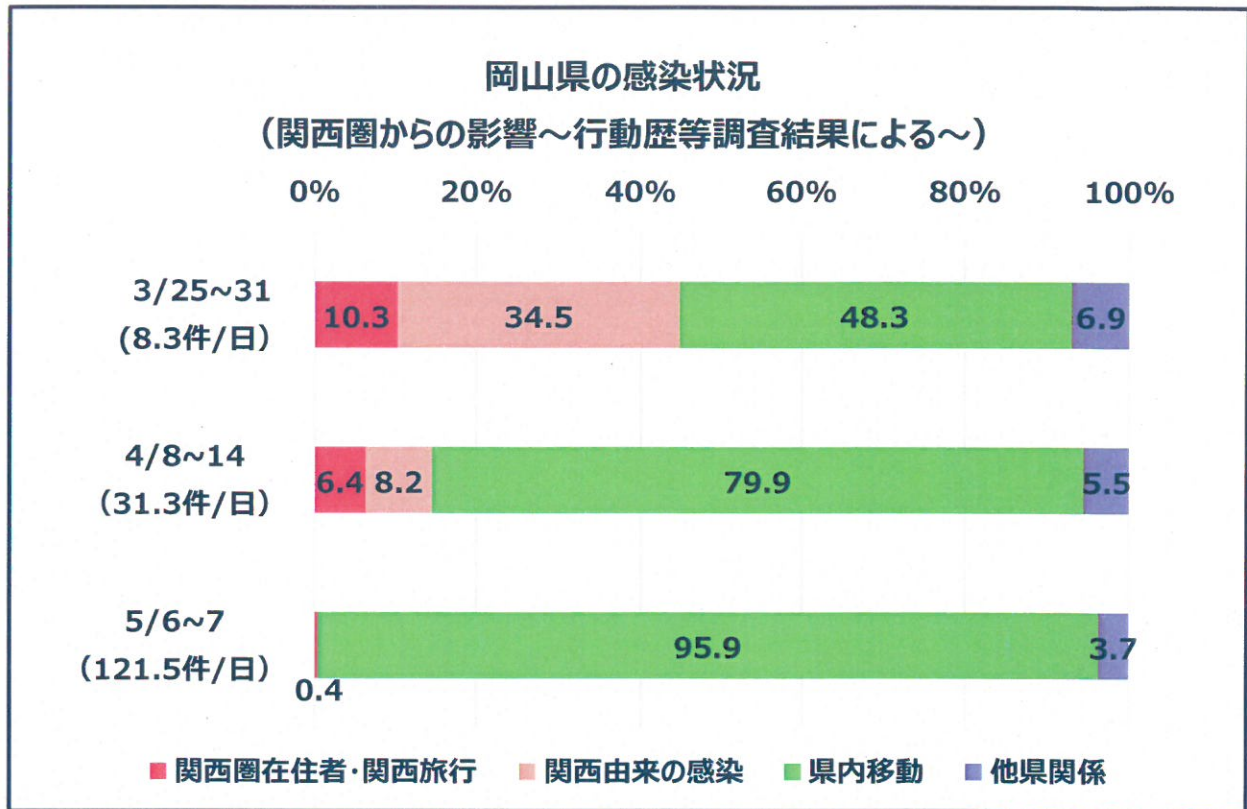
・2021年4～5月の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の患者発生数は4,646人であり、県内で過去最多の患者発生数となった。
 ・全国と比較しても流行レベルは高く、5月6日～12日の1週間は、10万人あたりの新規患者発生数が54.97人/週と全国3番目となり、その他の項目においても全てステージIVに相当する極めて厳しい状況となった。



新規感染者の年代別推移（抜粋）

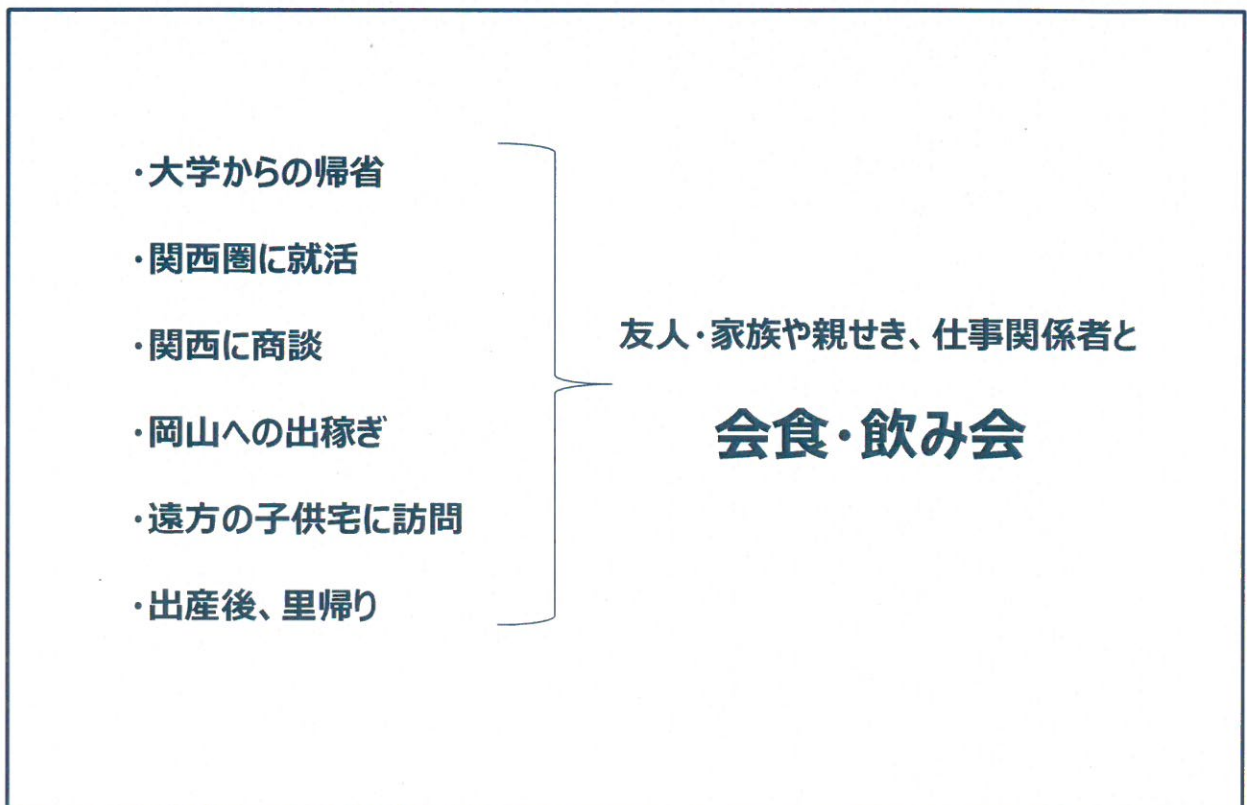


岡山県における第4波の分析



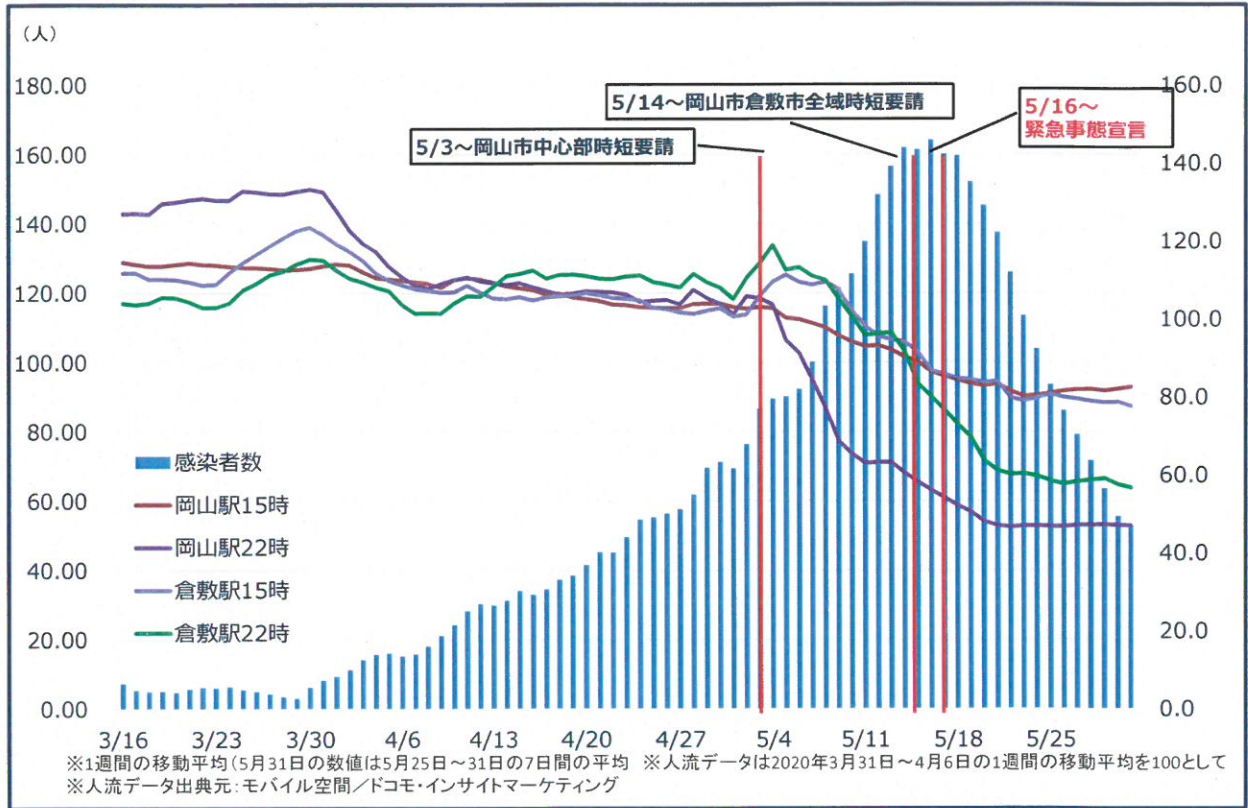
3

感染の立ち上がり



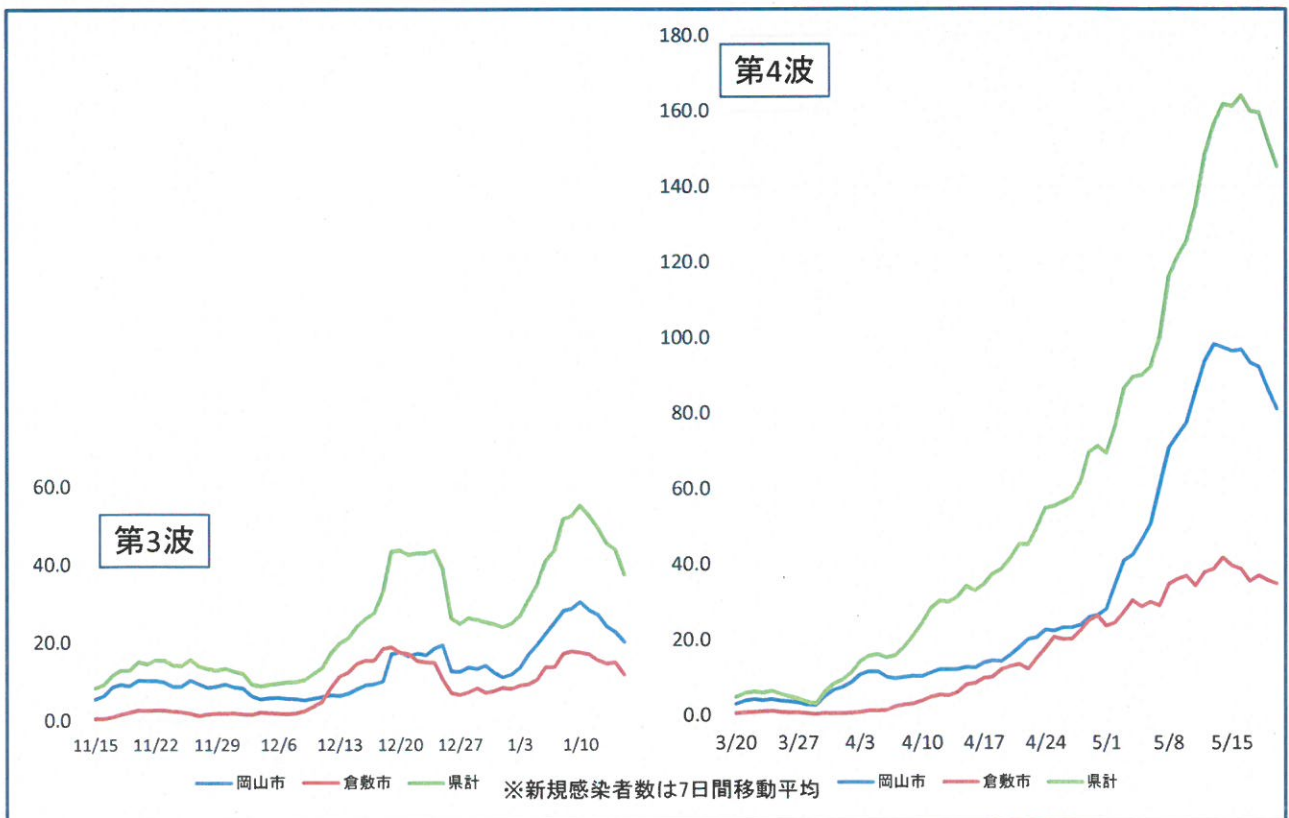
4

新規陽性者数と人流の推移（7日間移動平均）



5

県計と岡山市・倉敷市の新規感染者数の推移



6

県内の直近 1 週間の感染状況

国のステージ判断の指標: 6/10~6/16

入院医療病床 利用率	重症者用病床 利用率	療養者数 (10万人当たり)	PCR 陽性率	新規陽性者数 (10万人当たり)	感染経路 不明割合
20.7%*	6.9%*	7.35人*	1.2%	2.91人	25.5%
ステージⅢ	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当

*6/16 0時現在

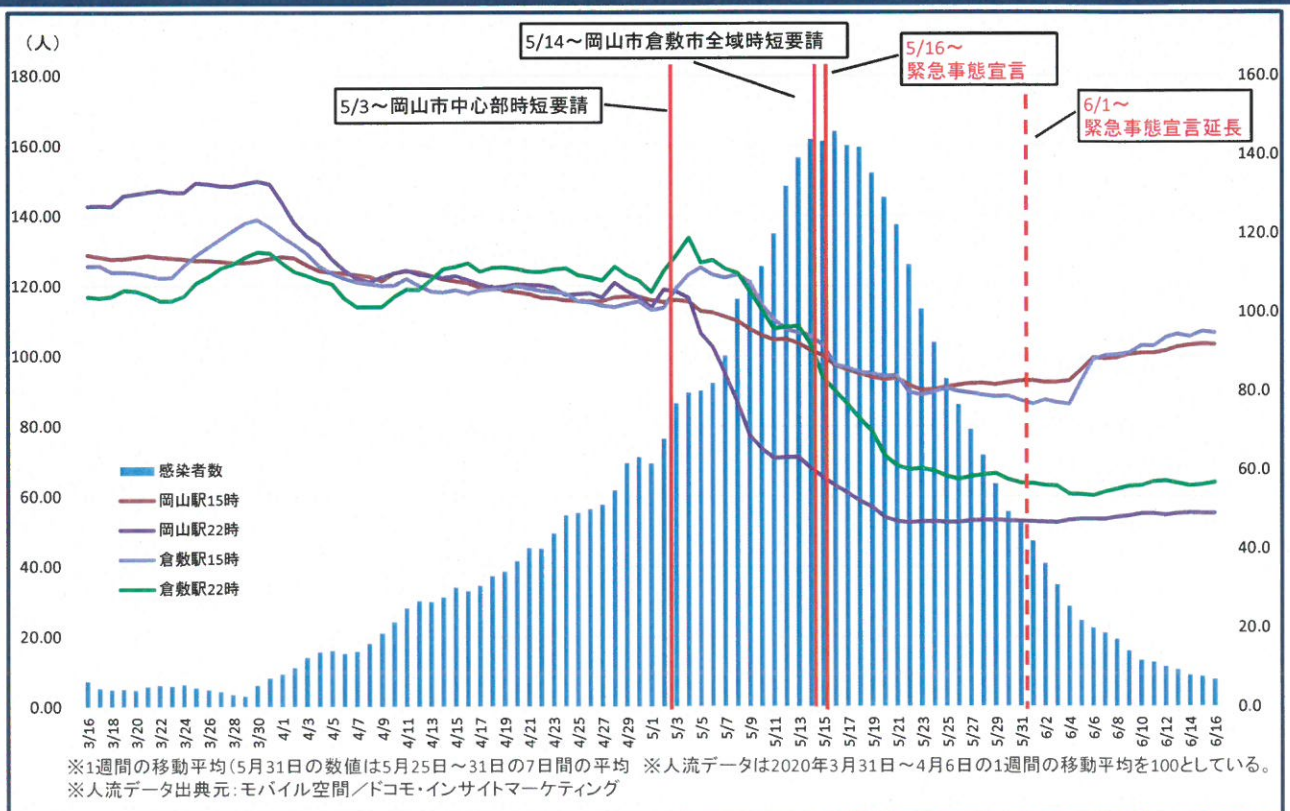
(県全体及び岡山市・倉敷市の新規陽性者数の状況)

	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	計	新規陽性者数 (10万人当たり)
県全体	12	12	11	6	1	5	8	55	2.91
岡山市	5	2	4	1	0	0	3	15	2.08
倉敷市	3	4	1	1	1	2	4	16	3.36

(参考) 1沖縄県:58.36 2東京都:19.34 3山梨県:15.17 / 9大阪府:8.84 12広島県:7.20 22兵庫県:4.67(岡山県29位)

7

新規陽性者数と人流の推移 (7日間移動平均)



8

岡山県

リバウンド防止強化期間

2021. 6. 17

内容は、国との調整により、
今後若干の変更となる可能性があります。

緊急事態措置からの主な変更点

■ 県民への要請

緊急事態措置 (5/16~6/20)	→ リバウンド防止強化期間 (6/21~7/20)
○不要不急の外出・移動の自粛の要請 (法第45条第1項)	○外出は感染拡大前から5割削減の要請 ○感染拡大地域との往来は避け、移動後2週間は体調管理に気を付けるよう要請 (法第24条第9項)
-	○会食は家族や毎日顔を合わせている人たちと4人以下で2時間以内とするよう要請【新規】 (法第24条第9項)
-	○「マスクコード」の遵守の要請【新規】 (法第24条第9項)

■ 飲食店等への要請【重点強化区域（岡山市）】

緊急事態措置（5/16～6/20）	リバウンド防止強化期間（6/21～30）
○ 5時～20時までの営業時間短縮の要請 （法第45条第2項）	○ 5時～21時までの営業時間短縮の要請 （法第24条第9項）
○ 酒類を提供する飲食店は休業の要請 （法第45条第2項）	○ 酒類提供は11時～20時までの要請 （法第24条第9項）
○ カラオケ設備を提供する飲食店は休業の要請 （法第45条第2項）	○ 飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用自粛の要請 （法第24条第9項）

■ 飲食店等への要請【重点強化区域以外】

緊急事態措置（5/16～6/20）	リバウンド防止強化期間（6/21～7/20）
○ 5時～20時までの営業時間短縮の要請 （法第45条第2項）	○ 終了
○ 酒類を提供する飲食店は休業の要請 （法第45条第2項）	○ 終了
○ カラオケ設備を提供する飲食店は休業の要請 （法第45条第2項）	○ 飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用自粛の働きかけ

■ 飲食店等への要請【共通】

緊急事態措置（5/16～6/20）	リバウンド防止強化期間（6/21～7/20）
—	○ 新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシート活用の働きかけ 【新規】

■ 施設等への要請【集客施設等】

緊急事態措置（5/16～6/20）	リバウンド防止強化期間（6/21～7/20）
○ 5時～20時までの営業時間短縮の要請 （法第24条第9項） ※床面積1,000㎡以下は働きかけ	○ 終了
○ カラオケ設備の利用自粛の働きかけ	○ カラオケ設備の利用自粛の働きかけ（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）
○ 1万㎡超の集客施設等の管理者等及び利用者への働きかけ	○ 終了

■ 施設等への要請【イベント関連施設等】

緊急事態措置（5/16～6/20）	リバウンド防止強化期間（6/21～7/20）
○ 5時～20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮）の要請 （法第24条第9項）	○ 終了
○ 開催制限（人数上限5,000人、かつ収容率50%以内）の要請（法第24条第9項）	○ 開催制限（人数上限（5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方）と収容率（大声なし100%以内、大声あり50%以内）でいずれか小さい方を限度）の要請 （法第24条第9項）
○ カラオケ設備の利用自粛の働きかけ	○ 同左【継続】

岡山県 リバウンド防止強化期間

- ① 期 間 **6月21日(月)~7月20日(火)**
(※重点強化区域の指定は6月30日まで)
- ② 区 域 **岡山県全域**
うち重点強化区域 **岡山市※**

● 県民の皆様へ

【特措法第24条第9項に基づく】

- 5つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること（例：新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシートを掲示している飲食店を利用するなど）
- 個食や黙食などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動は行わないこと
- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

1



© 岡山県「ももっち」

岡山県 リバウンド防止強化期間 5つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

- ★ 外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から **5** 割削減を
- ★ 会食は、**4** 人以下2時間以内で家族や毎日顔を合わせている人たちと
- ★ 引き続き **3** 密回避を
- ★ 感染拡大地域との往来は避け、移動後 **2** 週間は体調管理に気を付けて
- ★ **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを**0**に近づけよう！

※1 感染拡大前：コロナ禍前（2020年1月以前）

※2 感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

2

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



○話すときは「マスク快話」

休憩時間などはつい気がゆるみがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事の際は「マスク快食」

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○おうちでマスク

県外と往来した家族がいる場合は2週間

ケース③ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

3

●飲食店等への要請

重点強化区域（岡山市）

＜時短要請協力金対象＞

期間	令和3年6月21日（月）から6月30日（水）まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容 要請内容	（特措法第24条第9項に基づくもの） ○営業時間の短縮（通常21時を超え営業している店舗は営業時間を5時～21時までまでに短縮、酒類の提供は11時～20時まで） ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 ○マスク快食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 【働きかけ】 ○新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシート（別紙のとおり）活用の働きかけ

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類の提供時間短縮及びカラオケ設備の利用自粛を要請

4

期間	令和3年6月21日(月)から7月20日(火)まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容 要請内容	(特措法第24条第9項に基づくもの) <input type="checkbox"/> マスク快食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) <input type="checkbox"/> アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 <input type="checkbox"/> 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 <input type="checkbox"/> 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <input type="checkbox"/> 「もしサポ岡山」の活用 〔働きかけ〕 <input type="checkbox"/> 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合当該設備の利用自粛 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシート(別紙のとおり)活用の働きかけ

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。(特措法第24条第9項に基づく)

5

●施設等への要請

①集客施設等

施設の種類	施設の例	要請内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	(特措法第24条第9項に基づく) ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 〔働きかけ〕 ・入場整理等の働きかけ ・カラオケ設備の利用自粛の働きかけ(適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く)
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

6

②イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	〔特措法第24条第9項に基づく〕 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・人数上限（5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方）と収容率要件（大声なし100%以内、大声あり50%以内）でいずれか小さい方を限度 〔働きかけ〕 ・入場整理等の働きかけ ・カラオケ設備の利用自粛の働きかけ
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

7

●県内でのイベントの開催について

【特措法第24条第9項に基づく】

- 県外から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上のイベントを開催する場合は、県へ事前相談すること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること (<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

期 間	6月21日(月)～7月20日(火)
人数上限	5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方
収 容 率	大声なし 100%以内 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 大声あり 50%以内 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブにおけるイベント等

※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

8

●各団体等に特にお願いしたいこと【特措法第24条第9項に基づく】

＜事業者の皆様への協力要請＞*実施状況を積極的に公表してください

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減に努めること
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
 - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
 - ・職員同士の距離を確保すること
 - ・事業場の換気を励行すること
 - ・複数人が触る箇所を消毒すること
 - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること
 - ・出張による従業員の移動を減らすためテレビ会議を活用すること
 - ・昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
 - ・社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす措置を行うこと
 - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

＜学校への協力要請＞

- 学生・生徒・児童に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛をすること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 発熱等の症状等がある学生等は登校や活動参加を控えること

9

●各団体等に特にお願いしたいこと【特措法第24条第9項に基づく】

＜高齢者施設・医療施設等への協力要請＞

- 地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること
- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること
- 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと

＜コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請＞

- 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること
- 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること
- コロナ患者の病床を整備すること

＜コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請＞

- 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること
- 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること

10

新型コロナウイルス 感染防止対策徹底宣言店



©岡山県「ももち・うらっち」

当店では、安全・安心にご利用いただけるよう、
次の取組を徹底しています。

- 入口に消毒設備を設置し、入場時に、来店者に手指消毒を呼びかけ
- 来店者に、飲食時以外のマスクの着用を呼びかけ
- 対人距離が1m以上確保できるよう座席等を配置、もしくは、アクリル板(目を覆う高さ以上のものを目安)、ビニールカーテン、パーティション等を設置
- 十分な換気を実施(窓、ドアを2方向全開、30分ごとに5分程度等)
- 業務開始前に、従業員の体調確認を行い、体調がすぐれない場合は勤務を停止

会話時のマスク着用・大声での会話自粛・
手洗いや消毒の徹底にご協力をお願いします

店舗名

新型コロナウイルスワクチンの有効性と安全性

◎ **ワクチンの効果**： 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症の予防
 メッセンジャーRNAワクチンという種類のワクチンです。ワクチンを受けたの方が受けていない人よりも、**新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ない**ということがわかっています。
（発症予防効果は約95%と報告されています。）

◎ **ワクチンの安全性**： ■ 接種後、数日以内に現れる可能性がある症状

発現割合	症 状	
	コミナティ(ファイザー社)	モデルナ(武田薬品)
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛	接種部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉痛
10-50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ	関節痛、悪寒、吐き気・嘔吐、リンパ節症、発熱、接種部位の腫れ、発赤・紅斑
1-10%	吐き気、嘔吐	接種後7日目以降の接種部位の痛みなど(※)

コミナティ添付文書、COVID-19 ワクチンモデルナ添付文書より

(※)接種部位の痛みや腫れ、紅斑

- ・接種直後よりも翌日に痛みを感じている方が多いです。
- ・これらの症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。
- ・疲労や関節痛、発熱など、1回目より2回目の方が、頻度が高くなる症状もあります。
- ・接種後すぐにアナフィラキシーや血管迷走神経反射が起こる可能性があります。

厚生労働省
リーフレット
より抜粋

ワクチンを受けるのに注意が必要な方など

以下に当てはまる方は、ワクチンを受けることができない場合や、注意が必要な場合があります。接種に不安がある方は、かかりつけ医等にワクチンを受けて良いかどうかご相談ください。

受けることができない方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明らかな発熱がある方や、重い急性疾患にかかっている方 ○ ワクチンの成分(※1)に対し、重度の過敏症を起こしたことがある方
注意が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、何らかの病気で治療中の方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患、免疫不全で治療中の方 ・ 血が止まりにくい病気の方や、血をサラサラにする薬(※2)を飲んでいる方 ○ 以下の様な症状が出たことがある方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬や食品に対する重いアレルギー症状 ・ けいれん(ひきつけ)

(※1) ポリエチレングリコールなどが成分として含まれます。ポリエチレングリコールは、大腸内視鏡検査時に下剤として使用する医薬品を始め、様々な医薬品に添加剤として含まれており、化粧品にも含まれていることがあります。その他の成分や、詳細については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

(※2) このワクチンは、筋肉内に注射をします。そのため、抗凝固薬(ワーファリン®、ブラサキサ®、イグザレルト®、エリキュース®、リクシアナ®)を内服中の方は、接種後の出血に注意が必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。

受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強要したら、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあつてはなりません。

厚生労働省
リーフレット
より抜粋

要請地域：岡山市全域

岡山県時短要請協力金(第4期)

要請期間 令和3年6月21日(月)から令和3年6月30日(水)

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後には第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年6月20日(日)以前から営業していること)
- 2 元々の営業時間が5時～21時を超えている飲食店等が営業時間を5時～21時までまでに短縮し、かつ、酒類の提供を11時～20時までとすること ※前回の時短要請と内容が異なりますのでご注意ください
- 3 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的に協力すること(※6月21日(月)から開始すること)
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること
- 5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

<中小企業等(売上高方式)>

<大企業(売上高減少額方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額	1日あたりの支給額: 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割
8万3,333円以下 (年間:3,042万円以下)	2万5,000円	※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額
8万3,333円超～25万円未満 (年間:3,042万円超～9,125万円未満)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割	※中小企業等も大企業の方式を選択可
25万円以上 (年間:9,125万円以上)	7万5,000円(上限額)	

1店舗あたり

受付開始：令和3年7月上旬予定

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



申請方法

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭で、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 第1～3期の時短要請協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。

※必要書類は、確定次第改めて公表します。

相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

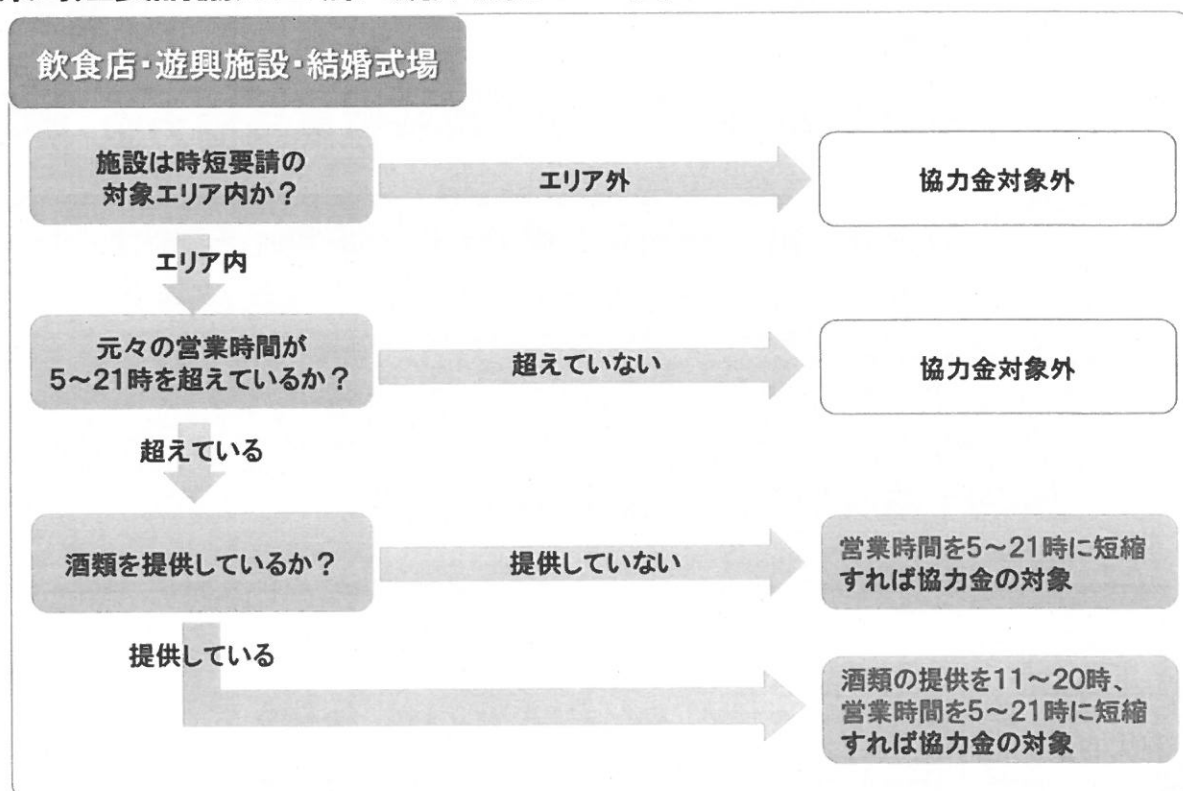
TEL 086-201-2199 受付時間 9:00～18:00

(土日・祝日は休み ※6月19日(土)及び20日(日)は受付)

●飲食店等への要請(岡山市全域)

期間	令和3年6月21日(月)から6月30日(水)まで
対象施設	<p>【飲食店等】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く)</p> <p>【遊興施設】接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】結婚式場</p>
<p>実施内容</p> <p>要請内容</p>	<p>(特措法第24条第9項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間の短縮(通常21時を超え営業している店舗は営業時間を5時～21時まで に短縮、酒類の提供は11時～20時まで) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該 設備の利用自粛 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状 者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 [働きかけ] ○新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシート活用の働きかけ (https://www.pref.okayama.jp/page/722598.html)

岡山県時短要請協力金(第4期)対象フロー図



県有施設の再開等について

1 県有施設等

不特定多数の人の利用が想定される県有施設等については、6月21日(月)から、適切な感染防止策を講じた上で再開する。

ただし、月曜日休館の施設は翌日から再開する。

2 県主催イベント

6月21日(月)以降、適切な感染防止策を講じた上で順次実施する。

県有施設等の再開予定

1 6月21日（月）から再開する施設

岡山県吉備高原都市センター区広場
岡山県岡山国際交流センター
岡山県自然保護センター
犬養木堂記念館
岡崎嘉平太記念館
おかやま旧日銀ホール
岡山県美作ラグビー・サッカー場
岡山県笠岡陸上競技場
岡山県総合展示場コンベックス岡山
岡山県立青少年農林文化センター三徳園
岡山県立森林公園
総合グラウンド（岡山武道館を除く）
倉敷スポーツ公園
岡山後楽園
岡山県渋川青年の家
岡山県青少年教育センター閑谷学校
特別史跡旧閑谷学校
岡山県古代吉備文化財センター（展示室）
岡山空港ターミナルビル
まきばの館

2 6月22日（火）から再開する施設（月曜日休館の施設）

岡山県立美術館
岡山県天神山文化プラザ
岡山武道館
岡山県津山総合体育館
岡山県津山東体育館
岡山県備前テニスセンター
岡山県津山陸上競技場
岡山県生涯学習センター
岡山県立図書館
岡山県クレール射撃場
遺跡&スポーツミュージアム

3 その他（休館中）

岡山県立博物館